

**建設工事に係る業務委託への
最低制限価格制度の導入及び
適用対象となる金額の変更について**

本市では、令和7年度から建設工事に係る業務委託へ最低制限価格制度を適用することとなりました。

また、地方自治法施行令の一部改正に伴い、適用対象となる金額についても変更となりますのでお知らせします。

1 最低制限価格制度について

- (1) 適用対象 予定価格が1件200万円（税込）を超えるの建設工事及び建設工事に係る業務委託
- (2) 最低制限価格 下記のとおり設定します。
算定式については非公表とします。

種別	設定範囲
建設工事	予定価格（税抜）の92%（上限）から75%（下限）の範囲内
土木設計業務	予定価格（税抜）の81%（上限）から60%（下限）の範囲内
建築設計業務	予定価格（税抜）の81%（上限）から60%（下限）の範囲内
測量業務	予定価格（税抜）の82%（上限）から60%（下限）の範囲内
補償業務	予定価格（税抜）の81%（上限）から60%（下限）の範囲内
地質調査業務	予定価格（税抜）の85%（上限）から66.6%（下限）の範囲内

2 最低制限価格制度の留意点

最低制限価格を下回る入札があった場合、当該入札者は失格となります。

3 適用

令和7年4月1日以降に入札公告又は指名通知する入札